

別表 1 調達機器等明細

表 1 ハードウェア・ソフトウェア

区分	諸元	備考
ハードウェア		
タブレット 端末	後述するソフトウェアの操作、及びプリンタ・カードリーダーの動作が可能な、タブレット端末。 なお、端末には以下の機能を満たすこと。 【通信規格】 無線 LAN (IEEE802.11a/b/g/n 以上) Bluetooth (4.0 以上) 【インターフェース】 USB ポート (3.0 以上、1 ポート以上) 【ディスプレイサイズ】 おおむね 10 インチ以上 【カメラ機能】 おおむね 200 万画素以上で顔写真の撮影が可能な内臓レンズ (端末一体型) なお、後述するソフトウェアを用い、個人番号カード交付申請書に印刷されている QR コード (1 辺 16.7mm、32×32 ドット) が正常読取可能であること また、以下の機能は必須としないが、必要に応じて備えること。 【キーボード及びマウス】 原則不要とするが、ソフトウェアの操作で不可欠な場合は、無線タイプ (Bluetooth 等) のものを添付すること	25 台
モバイル Wi-Fi ルータ	4G 以上の携帯電話回線に接続できる SIM カードに対応した、携帯型通信端末。定額通信制の SIM カードを同梱することとする。SIM カードは後述するソフトウェアの稼働に十分対応できるデータ容量とすること。SIM カードの月額通信費は賃借料に含むこととする。 無線 LAN は、IEEE802.11a/b/g/n 以上、かつ、2.4GHz 及び 5.0GHz 帯域の通信機能を有すること。	25 台
その他	各ハードウェアの稼働に必要な、周辺機器一式。	一式
ソフトウェア		
マイナンバーカード申請補助アプリケーション	申請者が持参する「個人番号カード交付申請書」に基づき、マイナンバーカード申請に係る一連の手続がシームレスに行えるアプリケーション。 (株) DNP アイディーシステム社製「マイナ・アシスト²」を想定しているが、それ以外のソフトウェアを採用する場合	25 台分

	は、以下の機能を満たすこと。 【申請書 ID の読取】 申請書に印刷されている QR コードを読み取り、「申請書 ID」の手入力省略できること 【顔写真の撮影】 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が定める写真規格に適合する写真の撮影が容易に行えること 撮影した写真画像を瞬時に画面確認できること 顔写真の再撮影が可能なこと 【顔写真の加工】 明度、傾き、等の画像補正が可能なこと 【マイナンバーカード申請データの提出】 マイナンバーカード公式サイト（https://www.kojin-bango-card.go.jp/kofushinse/ 及び配下のページ）を経由すること無く、申請データをオンラインで J-LIS に提出できること データ提出に際し、「電子証明書の要否」「点字対応の要否」といった付加情報の編集・付与が可能なこと 【シームレス】 マイナンバーカード申請に係る全ての操作は、原則として 1 つのアプリケーション上で完結すること 【情報セキュリティ対策】 申請データ提出の際、データは AES 方式等で暗号化されていること（WEP 方式不可） コンピュータウイルス対策（ウイルスソフトの導入等）が講じられており、一般的な情報セキュリティ対策が施されていること	
OS 等	マイナンバーカード申請補助アプリケーションの稼働に必要なとなるオペレーティングシステム、ミドルウェア一式。及び、Web ブラウザ等の OS 標準ソフトウェア一式。	25 台分

表 2 ハードウェア保守・ソフトウェア保守

区分	諸元	備考
保守		
ハードウェア保守	タブレット端末、プリンタ、カードリーダーライタの正常動作を維持するための機器保守一式。 保守受付は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に挙げる日を除く平日（以下、平日について同じ）午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。原則として電話による受付とするが、受付時間外に発生した障害等に係る受付手段として、電子メールによる受付も可能とすること。 保守受付後、24 時間以内（保守受付時間外に発生した障害等	一式

	については、翌平日午後 5 時 30 分まで) に、原因調査等の一次対応を開始すること。ただし、重大かつ緊急を要する障害等の場合はこの限りではない。 なお、マイナンバーカード申請補助アプリケーションのサービス利用規約等で別途保守受付条件等に定めがある場合、契約締結までに本市と事前協議し本市が合意した場合に限り、当該条件の全部または一部を採用する。	
ソフトウェア 保守	マイナンバーカード申請補助アプリケーションの正常動作を維持するためのソフトウェア保守一式。 保守受付は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。原則として電話による受付とするが、受付時間外に発生した障害等に係る受付手段として、電子メールによる受付も可能とすること。 保守受付後、24 時間以内（保守受付時間外に発生した障害等については、翌平日午後 5 時 30 分まで）に、原因調査等の一次対応を開始すること。ただし、重大かつ緊急を要する障害等の場合はこの限りではない。 なお、マイナンバーカード申請補助アプリケーションのサービス利用規約等で別途保守受付条件等に定めがある場合、契約締結までに本市と事前協議し本市が合意した場合に限り、当該条件の全部または一部を採用する。	一式